

北海道林業事業体登録制度に係る質疑応答集

**令和3年4月
北海道水産林務部林務局林業木材課**

目 次

1 制度全般

- Q1-1 この制度を創設するに至った背景、目的は何ですか。
- Q1-2 制度の最終目的は「森林の整備に資する」とのことですが、林業事業体を登録することが、何故「森林の整備に資する」とにつながるのですか。
- Q1-3 林業事業体を育成するために、道は具体的に何をしますか。
- Q1-4 何故、道は指針の遵守を宣誓させるなど、国が示した制度に要件を付加するのですか。国の制度のままで良いのではないのですか。
- Q1-5 登録林業事業体には何か優遇措置やメリットはありますか。
- Q1-6 競争入札参加資格とこの登録制度はどう違うのですか。
- Q1-7 北海道林業事業体登録実施要綱(以下「要綱」という。)の第1の目的で「森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり…」とありますが、本制度は請負契約で森林整備を実施する場合は対象にならないのですか。
- Q1-8 登録しない場合のデメリットは何ですか。

2 登録要件等

- Q2-1 登録の対象はどのような事業体ですか。
- Q2-2 登録の対象としないのはどのような事業体ですか。
- Q2-3 道外の事業体も登録の対象となりますか。
- Q2-4 造材に伴う作業道の作設のみを行う事業体は登録の対象となりますか。
- Q2-5 森林土木工事のみを行う事業体は登録の対象となりますか。
- Q2-6 素材生産のための作業員を持たず、下請により造材を実施している事業体は、登録の対象となりますか。
- Q2-7 登録するための条件などありますか。
- Q2-8 登録に係る申請料や手数料は必要ですか。
- Q2-9 登録の有効期間は何年ですか。
- Q2-10 本社(本店)、支社(支店)、営業所等全ての登録が必要ですか。
- Q2-11 道発注事業への入札参加や補助事業を実施していませんが、この制度への登録は必要ですか。
- Q2-12 申請後、登録通知書は送付されてきますか。
- Q2-13 申請しても登録をしない場合はありますか。
- Q2-14 下請の事業体に発注した事業の実績も当社(元請)の実績として、申請書に記載できますか。
- Q2-15 協同組合で受注した素材生産の事業の実績がありますが、この制度に構成員単体で登録を申請する場合、申請書の事業実績欄にはどのように記載すればよいのでしょうか。
- Q2-16 当社は、技術士や林業技士などの技術者がいませんが、登録できますか。

3 指針

- Q3-1 指針を遵守しなかった場合、登録はどうなるのですか。
- Q3-2 指針は国、道、市町村、私有林内の全ての施業において当てはまるものなのでしょうか。
- Q3-3 指針は、道が策定したものであり、何故それを事業体が遵守しなければならないのですか。事業体は指針を守る義務があるのですか。

4申請手続等

- Q4-1 「林業労働力の確保の促進に関する法律」(以下「労確法」という。)第5条第1項に基づく改善措置計画の認定申請をもって、この登録制度の登録申請をしたことにはできませんか。
- Q4-2 この制度は、登録された者に対し、「お墨付き」を与えるものなのですか。
- Q4-3 これまで造材、造林業を行ったことのない者が、新規に参入し登録をしようとするときにはどうすればよいのですか。
- Q4-4 登録の申請はいつ、どこで受け付けしてもらえるのですか。
- Q4-5 電子申請はできないのですか。
- Q4-6 申請書等はどこで入手できますか。また、申請書等は有料ですか。
- Q4-7 申請書は日頃、下請として発注している事業体の分も代理申請できますか。
- Q4-8 社会貢献活動や表彰実績は過去何ヶ年分登録できますか。
- Q4-9 次の用語の意味は。
- Q4-10 申請時の添付書類はどのようなものが必要ですか。
- Q4-11 登記事項証明書の添付はどのような場合に省略できますか。
- Q4-12 申請時に、社会保険や労働保険に加入していることを証明する書類は必要ですか。
- Q4-13 登録の更新はどのように行うのですか。
- Q4-14 登録の更新の申請をしなかった場合どうなるのですか。

5公表

- Q5-1 情報の公表はどのように行うのですか。
- Q5-2 成績評定結果は必ず登録・公表しなければいけないのですか。
- Q5-3 成績評定結果を公表しない場合、どのような影響がありますか。
- Q5-4 公表する情報の項目は増えるのでしょうか。

6抹消

- Q6-1 抹消の申請は、どこで受付をしていますか。
- Q6-2 一度、登録を抹消されたら、もう登録はできないのですか。

7変更等

- Q7-1 変更の届出の際、変更したことを証明する書類等は必要ですか。
- Q7-2 変更の届出をしないと、登録はどうなるのですか。
- Q7-3 変更の届出はどこで受け付けをしていますか。
- Q7-4 合併した場合は、新たに申請が必要ですか。
- Q7-5 消滅や解散などの届出をしなかった場合はどうなるのですか。
- Q7-6 登録した情報に変更があった場合はどうするのですか。

8報告

- Q8-1 要綱第12「報告の徴収」とありますが、登録林業事業体に対し、どのような報告を求めますか。
- Q8-2 道からの報告の求めに応じなかった場合はどうなるのですか。

9成績評定

- Q9-1 成績評定はいつから実施するのですか。また、成績評定結果についてはいつから、公表できますか。
- Q9-2 成績評定結果の公表の対象となる事業は何ですか。
- Q9-3 成績評定は誰が行うのですか。

10その他

- Q10-1 道は、この制度に登録されていることを森林整備工事等に係る指名競争入札の選定要件として追加することを検討しているようですが、国や市町村の事業も同様ですか。
- Q10-2 道が補助する森林整備事業を実施する場合、下請事業体も登録林業事業体である必要がありますか。
- Q10-3 この制度における市町村の役割は何ですか。
- Q10-4 認定事業主が受けている補助金は、この制度に登録すれば受けられますか。

〇1 制度全般

Q1-1 この制度を創設するに至った背景、目的は何ですか。

A 本道では、人工林資源が充実し利用期を迎える森林の増加に伴い、近年、林業の再生に向けた動きが活発となっていますが、その一方で、伐採後に植林されない森林の増加への懸念、残材放置などの粗雑な施業の散見、さらには、死亡労働災害の多発などが大きな課題となっています。

このような中、平成23年7月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、「林業事業体を登録・評価する仕組みの導入」が明示されました。

道は、北海道において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表することにより、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図り、もって北海道の森林の整備に資することを目的とした「北海道林業事業体登録制度」を創設しました。

Q1-2 制度の最終目的は「森林の整備に資する」とのことですが、林業事業体を登録することが、何故「森林の整備に資する」ことにつながるのですか。

A 本制度では、道が定めた「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針（以下「指針」という。）」の遵守を宣誓してもらうこととしています。このことから、法令や森林計画に基づき環境面や安全面に配慮した適切な森林整備等の意識付けがなされるとともに、研修等により、適切な森林整備等を行う林業事業体が育成され、本道の森林の整備につながっていくものと考えています。

Q1-3 林業事業体を育成するために、道は具体的に何をしていますか。

A 本制度に登録された林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）を対象とした労働安全衛生管理・森林計画制度など関係法令に関する研修会の開催や情報誌の発行などにより、育成を図っています。

Q1-4 何故、道は指針の遵守を宣誓させるなど、国が示した制度に要件を付加するのですか。国の制度のままで良いのではないのですか。

A 本道では、人工林資源が充実し利用期を迎える森林の増加に伴い、近年、林業の再生に向けた動きが活発となっていますが、その一方で、伐採後に植林されない森林の増加への懸念、残材放置などの粗雑な施業の散見、さらには、死亡労働災害の多発などが大きな課題となっています。このことから、法令遵守をはじめ環境面や安全面に十分配慮した林業事業体を育成するため、登録申請の際に「指針」の遵守を宣誓していただくこととしております。

Q1-5 登録林業事業体には何か優遇措置やメリットはありますか。

A 登録林業事業体を対象とした労働安全衛生や森林計画制度など関係法令に関する研修会への参加、情報誌により道の助成制度などの情報提供が受けられます。また、林業事業体の登録情報が公表されることにより、自社の特徴や優位性をPRすることができます。

Q1-6 競争入札参加資格とこの登録制度はどう違うのですか。

A 競争入札参加資格は、道発注の工事等に参加するために事前に登録が必要な資格です。

一方、本制度は、事業体の登録情報を公表することで、森林所有者等が明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択できるようにするとともに、事業体の育成を図ることを目的とした制度です。

Q1-7 北海道林業事業体登録実施要綱(以下「要綱」という。)の第1の目的で「森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり…」とありますが、本制度は請負契約で森林整備を実施する場合は対象にならないのですか。

A 要綱の第1の目的でいう、「委託」とは委託契約だけではなく、請負契約等も含めた「第三者に依頼する」という意味のことです。

Q1-8 登録しない場合のデメリットは何ですか。

A 登録林業事業体を対象とした労働安全衛生や森林計画制度など関係法令に関する研修会への参加、情報誌による道の助成制度などの情報提供が受けられなくなることや、この登録制度による事業体情報の公表が行われないため、自社の特徴や優位性のPRを行うことができません。

〇2 登録要件等

Q2-1 登録の対象はどのような事業体ですか。

A 植栽、保育、間伐などの森林の造成及び育成並びに素材の生産を営むすべての事業体であり、法人か個人、元請か下請か孫請、一人親方かを問いません。

Q2-2 登録の対象としないのはどのような事業体ですか。

A 専ら、自ら所有する森林を自ら整備する事業体又は個人などです。

Q2-3 道外の事業体も登録の対象となりますか。

A 道内で森林整備等の事業を行う林業事業体であれば、道内に支店等がある、なしにかかわらず登録の対象となります。

Q2-4 造材に伴う作業道の作設のみを行う事業体は登録の対象となりますか。

A 対象となりません。

Q2-5 森林土木工事のみを行う事業体は登録の対象となりますか。

A 対象となりません。

Q2-6 素材生産のための作業員を持たず、下請により造材を実施している事業体は、登録の対象となりますか。

A 登録の対象となります。

Q2-7 登録するための条件などありますか。

A 指針遵守の宣誓書の提出が必要です。

Q2-8 登録に係る申請料や手数料は必要ですか。

A 申請料や手数料は一切不要です。

Q2-9 登録の有効期間は何年ですか。

A 5年です。「林業事業体に関する情報の登録・公表について(平成24年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知)」による更新期間に準じています。

Q2-10 本社(本店)、支社(支店)、営業所等全ての登録が必要ですか。

A 本社(本店)を登録の対象とします。ただし、あわせて支店等の登録をすることもできます。

Q2-11 道発注事業への入札参加や補助事業を実施していませんが、この制度への登録は必要ですか。

A この制度は、道発注事業への入札参加や補助事業の実施に関係なく、北海道において森林整備等を行う林業事業体に登録していただきたいと考えております。

Q2-12 申請後、登録通知書は送付されてきますか。

A 登録情報の公表をもって、申請者への通知に代えることができます。ただし、申請者からの申出があった場合は、文書による登録通知を送付します。

Q2-13 申請しても登録をしない場合がありますか。

A あります。要綱第6第2項で規定するとおり、登録申請書や添付書類に虚偽の記載があった場合です。また、申請者が登録を抹消され、知事が別に定める期間を経過しないときなども登録をしません。

Q2-14 下請の事業体に発注した事業の実績も当社(元請)の実績として、申請書に記載できますか。

A できます。

Q2-15 協同組合で受注した素材生産の事業の実績がありますが、この制度に構成員単体で登録を申請する場合、申請書の事業実績欄にはどのように記載すればよいのでしょうか。

A 構成員毎の実施量が明らかな場合は、その実施量を構成員単体の実績として記載してください。

Q2-16 当社は、技術士や林業技士などの技術者がいませんが、登録できますか。

A できます。

○3 指針

Q3-1 指針を遵守しなかった場合、登録はどうなるのですか。

A 要綱第8の3号により指導を行いますが、指導に従わなかった場合、事実確認を行い、遵守していないことが明らかとなった場合は、要綱の第9の第1項第5号により、登録の抹消となる場合があります。

Q3-2 指針は国、道、市町村、私有林内の全ての施業において当てはまるものなのでしょうか。

A この制度は道内で森林整備等を営む全ての林業事業体を対象にしたものであり、その森林整備を行う場所が国有林、道有林、一般民有林のいずれであっても指針の対象になります。

Q3-3 指針は、道が策定したものであり、何故それを事業者が遵守しなければならないのですか。事業者は指針を守る義務があるのですか。

A 指針は、林業事業者の育成を図るため、森林整備等の実施にあたり特に必要な事項を定めたもので、林業事業者が指針遵守を宣誓して、自覚を持って事業の実施を行うことにより、北海道の森林の整備に繋がると考えることから、本制度への登録の際には、指針遵守の宣誓を必須としています。

○4 申請手続等

Q4-1 「林業労働力の確保の促進に関する法律」(以下「労確法」という。)第5条第1項に基づく改善措置計画の認定申請をもって、この登録制度の登録申請をしたことにはできませんか。

A 労確法の申請と本制度は異なる制度ですので、それぞれに申請をお願いします。
なお、本制度の申請にあたり、労確法の認定事業主にあっては、申請書の添付書類を省略できる(認定日以降登記事項に変更がない場合に限り、登記事項証明書の提出を要しない)こととしております。

Q4-2 この制度は、登録された者に対し、「お墨付き」を与えるものなのですか。

A 特別な地位や権利を与えるなどお墨付きを与えるものではありません。

Q4-3 これまで造材、造林業を行ったことのない者が、新規に参入し登録をしようとするときにはどうすればよいのですか。

A 原則、森林整備等(植栽、保育、間伐等の森林の造成及び育成並びに素材の生産)を、現在行っている者を対象としています。なお、新規参入者については、森林整備等を行うことが確実と認められるものについては、申請書を受け付けることとしております。

Q4-4 登録の申請はいつ、どこで受け付けしてもらえるのですか。

A 登録の申請の受付場所については、下記のとおりです。
・道内に主たる事務所を有する事業者 → 主たる事務所の所在地を所管する振興局林務課
・道外に主たる事務所を有し、道内に従たる事務所を有する事業者 → 従たる事務所の所在地を所管する振興局林務課(従たる事務所が複数あっても申請は1事務所のみ申請)
・道内に事務所を有しない事業者 → 水産林務部林務局林業木材課事業体育成係

Q4-5 電子申請はできないのですか。

A 電子メールなどで電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつてすることができない方式で作られた記録をいう。)により提出することができます。

Q4-6 申請書等はどこで入手できますか。また、申請書等は有料ですか。

A 申請書は、道のホームページからダウンロードできます。また、本庁及び各振興局においても入手できます。いずれも無料です。

Q4-7 申請書は日頃、下請として発注している事業者の分も代理申請できますか。

A できます。

Q4-8 社会貢献活動や表彰実績は過去何ヶ年分登録できますか。

A 特に制限は設けませんが、直近の活動や実績を公表することが適切と考えています。

Q4-9 次の用語の意味は。

・「認定事業主」

労確法第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置等についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主のことで

・「雇用管理者」

労確法第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所毎に、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するために選任された者のことです。

・「雇用管理に関する文書」

労確法第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のことで

・「統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）」、「現場管理責任者（フォレストリーダー）」、「林業作業士（フォレストワーカー）」

林野庁長官通知に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者で、統括現場管理責任者は、複数の現場の統括管理者、現場管理責任者は各現場を担当する作業班長、林業作業士は伐倒等の林内作業技能者のことです。

・「森林作業道作設オペレーター」

森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のことです。

・「認定森林施業プランナー」

以下のいずれかの要件を満たし、森林施業プランナー協会から森林施業プランナーの認定を受けた者のことです。

- 1 森林施業プランナー協会が実施する森林施業プランナー認定試験の一次試験および二次試験に合格した者。
- 2 林野庁補助事業「施業集約化・供給情報集積事業」および「森林施業プランナー実践力向上対策事業」において実施される「実践体制基礎評価」の認定を受けた事業体に所属し、提案型集約化施業の取り組み実績を有する者。
- 3 森林施業プランナー認定評価委員会において、1、2の者と同等のレベルの能力を有すると認められた者。

・「森林施業プランナー」

森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のことです。

・「技術士」

技術士とは、技術士法にもとづく技術士のことです。

・「林業技士」

林業技士とは、（一社）日本森林技術協会が認定する林業技士のことです。

Q4-10 申請時の添付書類はどのようなものが必要ですか。

A 申請の日より3ヶ月前以内に交付を受けた登記事項証明書の原本又はコピー（個人にあっては住民票の抄本又はコピー（マイナンバーが記載されていないもの））と指針の遵守宣誓書が必要です。

なお、道のホームページに写真の掲載を希望する場合は、写真の添付又はデータをメールにより提出が必要です。（写真の掲載は、平成29年11月9日以降の新規登録申請及び同日以降を更新日とする更新の申請から可能です。）

Q4-11 登記事項証明書の添付はどのような場合に省略できますか。

A 登記事項証明書の添付を省略できるのは、労確法の認定事業主で、改善措置計画認定申請の際に添付した登記事項証明書の内容と本制度の申請書の内容が同一の場合のみ省略できます。

Q4-12 申請時に、社会保険や労働保険に加入していることを証明する書類は必要ですか。

A 不要です。ただし、後日、要綱第12（報告の徴収）に基づき、証明書類の提出をお願いする場合があります。

Q4-13 登録の更新はどのように行うのですか。

A 登録の有効期間が満了する90日から30日前までに、登録申請時と同様に申請書及び添付書類(登記事項証明書又は住民票の抄本、宣誓書)を下記受付場所に提出してください。

- ・道内に主たる事務所を有する事業体 → 主たる事務所の所在地を所管する振興局林務課
- ・道外に主たる事務所を有し、道内に従たる事務所を有する事業体 → 従たる事務所の所在地を所管する振興局林務課（従たる事務所が複数あっても申請は1事務所のみ申請）
- ・道内に事務所を有しない事業体 → 水産林務部林務局林業木材課事業体育成係

Q4-14 登録の更新をしなかった場合どうなるのですか。

A 登録の更新の受付期間内に申請がなかった場合は、登録が抹消されます。
受付期間終了後に申請があった場合は、新規登録申請として扱い、登録番号が変更となりますのでご注意ください。

〇5公表

Q5-1 情報の公表はどのように行うのですか。

A 道のホームページで公表することとしています。また、振興局においても、林業事業体登録一覧を備え置き、森林所有者等の閲覧に供するようにします。

Q5-2 成績評定結果は必ず登録・公表しなければいけないのですか。

A 成績評定の結果については、公表の希望の有無を申し出ることができることとしております。

Q5-3 成績評定結果を公表しない場合、どのような影響がありますか。

A 影響はありません。成績評定は、事業体が行った森林整備等の実施内容を国や道が評価し、その結果を事業体に通知することで事業の改善に活かしていただくことを主眼としているため、公表については任意としています。しかし、道としては、情報は森林所有者等が事業実行者を選定する際の判断基準の一つであることから、多くの事業体に登録していただきたいと考えております。

Q5-4 公表する情報の項目は増えるのでしょうか。

A 事業体や関係機関等の意見を聞いた上で、必要がある場合は公表内容を見直していきたいと考えています。

○6 抹消

Q6-1 抹消の申請は、どこで受付をしていますか。

- A 抹消の届出の受付場所については、下記のとおりです。
- ・道内に主たる事務所を有する事業体 → 主たる事務所の所在地を所管する振興局林務課
 - ・道外に主たる事務所を有し、道内に従たる事務所を有する事業体 → 従たる事務所の所在地を所管する振興局林務課（従たる事務所が複数あっても申請は1事務所のみ申請）
 - ・道内に事務所を有しない事業体 → 水産林務部林務局林業木材課事業体育成係

Q6-2 一度、登録を抹消されたら、もう登録はできないのですか。

- A 登録を抹消された場合でも、次の期間を経過後に申請できます。
- ・要綱第9の第1項第5号により登録を抹消された場合は、抹消された日から1年
 - ・要綱第9の第1項第6号及び第7号により登録を抹消された場合は、刑の執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から1年。ただし、刑の執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日が抹消した日以前だった場合は抹消した日から1年

○7 変更等

Q7-1 変更の届出の際、変更したことを証明する書類等は必要ですか。

- A 基本情報に係る変更については、登記事項証明書の原本又はコピー（個人事業主にあっては住民票の抄本又はコピー（マイナンバーが記載されていないもの））を添付していただきます。

Q7-2 変更の届出をしないと、登録はどうなるのですか。

- A 変更の届出を行っていないことが明らかな場合は、道が指導を行います。改善がみられないときは要綱第9の第1項第5号により、登録の抹消となる場合があります。（基本情報のみ）

Q7-3 変更の届出はどこで受け付けをしていますか。

- A 変更の届出の受付場所については、下記のとおりです。
- ・道内に主たる事務所を有する事業体 → 主たる事務所の所在地を所管する振興局林務課
 - ・道外に主たる事務所を有し、道内に従たる事務所を有する事業体 → 従たる事務所の所在地を所管する振興局林務課（従たる事務所が複数あっても申請は1事務所のみ申請）
 - ・道内に事務所を有しない事業体 → 水産林務部林務局林業木材課事業体育成係

Q7-4 合併した場合は、新たに申請が必要ですか。

- A 新設合併により設立された事業体については、新たに登録の申請をしていただくとともに、消滅する事業体にあつては、要綱第7の第1項の規定により、消滅の届出が必要です。

吸収合併により存続する事業体については、基本情報に変更がある場合は要綱第7の第1項の規定により変更の届出をしていただくとともに、消滅する事業体にあつては、消滅の届出が必要となります。

Q7-5 消滅や解散などの届出をしなかった場合はどうなるのですか。

- A 事業体の情報を道のホームページで公開しており、正確な情報を提供する必要があることから、消滅等をした場合は、届出をお願いいたします。

Q7-6 登録した情報に変更があった場合はどうするのですか。

A 住所や代表者等の基本情報に変更が生じた場合は、要綱第7の第1項により、知事に届け出ることとしております。基本情報以外の情報に変更があり、登録されている情報を変更したいときは、要綱第7の第2項により、知事に届け出ることができるものとしております。

○8 報告

Q8-1 要綱第12「報告の徴収」とありますが、登録林業事業体に対し、どのような報告を求められているのですか。

A 例えば、登録情報に関する詳細情報の確認や指針遵守の状況確認のため、報告を求められる場合があります。

Q8-2 道からの報告の求めに応じなかった場合はどうなるのですか。

A 報告については、協力していただけるようお願いいたします。
なお、協力いただけない正当な理由がある場合は、その旨お知らせ願います。

○9 成績評定

Q9-1 成績評定結果の公表の対象となる事業は何ですか。

A 対象事業は、道発注事業（治山事業における森林整備工事、道有林野育林事業・林産物売払（素材の生産））、道が補助する森林整備事業、国有林野事業です。

Q9-2 成績評定は誰が行うのですか。

A 道発注事業（治山事業における森林整備工事、道有林野育林事業・林産物売払（素材の生産））及び道が補助する森林整備事業については道の職員が、国有林野事業については国の職員が各要領で定める評定基準により実施しています。

○10 その他

Q10-1 道は、この制度に登録されていることを森林整備工事等に係る指名競争入札の選定要件として追加することを検討しているようですが、国や市町村の事業も同様ですか。

A 国有林の素材生産・造林における競争参加については、「都道府県に登録された林業事業体であることを競争参加資格に加えることを検討」とされていると聞いているところです。また、市町村に対しても同様に趣旨を理解していただくようお願いをしていきたいと思っております。

Q10-2 道が補助する森林整備事業を実施する場合、下請事業体も登録林業事業体である必要がありますか。

A 道が補助する森林整備事業を実施する場合、事業実施主体と実際に作業を行う両者が登録林業事業体であることが必要という方向で現在検討中です。

Q10-3 この制度における市町村の役割は何ですか。

A 本制度の普及、登録の促進や指針の遵守に向けた事業体への指導に際し、道との連携をお願いしたいと思います。

Q10-4 認定事業主が受けている補助金は、この制度に登録すれば受けられますか。

A 本制度とは別の制度であり、登録しても、認定事業主が受けている補助金は受けられません。